

山鹿市告示第 39 号

山鹿市商店街にぎわいづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市商店街にぎわいづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市商店街にぎわいづくり支援事業補助金交付要綱（平成 20 年山鹿市告示第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表ソフト事業の項補助回数の欄中「同一の商店街に対しては、年度ごとに 1 回限りとし、」を削り、「事業に対しては」の次に「、年度ごとに 1 回限りとし、」を加え、同欄に次のただし書きを加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別表ハード事業の項補助金の交付の対象となる事業の欄中「カラー舗装」を「防犯設備」に改め、「公園」の次に「共用駐車場」を加え、同項補助回数の項中「商店街」の次に、「が行う、又は二つ以上の商店街が共同して行う同一事業」を加える。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。